

第2次伊予市健康づくり・食育推進計画策定業務仕様書

1 委託業務名

第2次伊予市健康づくり・食育推進計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、健康増進法第8条第2項、食育基本法第18条に基づく「第2次伊予市健康づくり・食育推進計画策定」(以下「計画」という。)を策定するにあたり、伊予市(以下「市」という。)の意識や価値観、社会情勢等の変化やトレンドに加え、住民意識や各種データの解析など客観的かつ専門的な情報分析を行い、伊予市健康づくり・食育推進計画(平成30年3月策定)、市の総合計画、国民健康づくり運動プラン、県民健康づくり計画、愛媛県食育推進計画、第4次食育推進基本計画、国の制度改正等の内容を勘案し計画を策定する。

なお、本業務は、令和5年度、令和6年度の2か年度で実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。

4 支払方法

全ての業務完了後(令和5年度及び令和6年度分)の精算払いとし、業務完了検査済証発行後に請求を受けてから30日以内に支払う。

5 年度別の業務内容

【令和5年度業務内容】

(1) アンケート調査の実施

(市民アンケート1,500件、小中高校生アンケート約1,000件)

ア 調査票の設計

イ 調査票の発送作業及び発送

調査票の印刷、封入・封緘、ラベル印刷・貼付の作業は市が行い、発送や返送にかかる郵送料は市が負担する。また、返信先は伊予市健康増進課宛とし、返送された調査票は、市保健センター内で受注者に受渡しをすることとする。

ウ 調査結果データ入力

データ入力作業は、受注事業者が行うこと。

エ 集計分析作業

受注者は、市の要望も踏まえ、各調査項目の単純集計表、評価結果・属性等のクロス集計の作成、及び自由筆記欄の取りまとめを行い、ニーズや課題を抽出すること。

データ入力後の調査票は、速やかに市に提出すること。

(2) 調査結果報告書の作成

受注者は、アンケート調査結果や課題を取りまとめ、グラフや考察等を用いた分かりやすい調査結果報告書を作成すること。

・報告書類3部及び報告書PDFを提供すること

【令和6年度】

(3) 計画策定業務

ア 現状分析

各種資料の集計・分析を行い、今後の課題を検討する。

①健康づくり・食育推進に関する国・県の動向等の把握

②市の各種計画の整理・把握

③現行計画における施策事業等の進捗評価・検証

イ 各評価項目の推計

現状分析やアンケート調査の結果などから、市の課題を整理し、課題の設定及び各評価項目の検討と推計を行う。

ウ 計画素案（計画案）の作成・編集作業

上記の分析や推計をもとに、審議会の意見も踏まえ計画案を策定する。

(4) 成果品の作成

令和6年度の成果品は、以下のとおりとする。

報告資料	3部
計画書印刷製本 A4版、表紙レザック紙、100頁程度、オールカラー刷り、イラスト作成デザイン処理を含む。	200部
計画書概要版 A4版、表紙レザック紙、8頁程度、オールカラー刷り、イラスト作成デザイン処理を含む。	500部
計画書各種データ	1式

【令和5年度及び6年度】

(5) 打ち合わせ協議及び審議会の会議支援

本業務に必要な打ち合わせ協議を実施する。実施については、必要に応じて適切な方法で隨時行い資料作成等を行うものとする。

受注者は、市と十分に協議のうえ、会議資料の原稿を作成し、計画策定審議会に1回当たり2名以上の担当者を少なくとも計3回派遣すること。なお、会議の回数は進捗状況により増加することも想定しておくこと。

6 その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、本仕様書に記載のないものについては市と協議することとする。
- (2) 受注者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議することとする。
- (3) 本業務については、個人情報を取り扱うため本業務を受託、または本業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること、若しくは同等の第三者評価を受けていることを必須とし、法人認定を証する書類の写しをプロポーザル参加申込みの際に提出すること。(申請中や、法人認定ではない資格(担当者個人が有する個人情報保護士等)は対象外とします。)また、個人情報の取扱いについては、細心の注意を払い、本業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- (4) 受注者は、成果品に誤りや不備があった場合は、本業務契約期間後であっても受注者の責任において無償で訂正を行うものとする。